

一般社団法人 待兼山データサイエンス分科会設置規程

第 1 条（目的）

本規程は、一般社団法人待兼山データサイエンス（以下「本法人」という。）の目的達成のため、特定の専門的事項について調査・検討・企画等を行う分科会（以下「分科会」という。）の設置および運営に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条（設置）

分科会は、理事会の議決をもって設置する。必要に応じて、複数の分科会を設けることができる。

第 3 条（所掌事項）

分科会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本法人の目的に資する専門的事項の調査、研究、分析
- (2) 事業の企画および実施に関する検討
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

第 4 条（構成）

1. 分科会は、原則として本法人の社員または理事により構成する。ただし、必要に応じて、外部有識者等を委嘱することができる。
2. 分科会には、会長（または主査）1 名を置く。会長は理事会が指名または承認する。
3. 会長は、分科会の取りまとめおよび報告責任を負う。

第 5 条（会議の開催）

1. 分科会の会議は、会長が必要に応じて招集する。
2. 会議は原則として対面またはオンラインで行う。
3. 会議の議事は議事録に記録し、会長が確認・署名の上、事務局に提出するものとする。

第 6 条（報告）

分科会は、その活動内容および成果を、年 1 回以上、理事会に報告しなければならない。

第 7 条（任期）

分科会の設置期間および構成員の任期は、理事会の議決により定める。必要に応じて再任を妨げない。

第 8 条（廃止）

分科会は、その目的を達したとき、または不要と判断されたとき、理事会の議決により廃止することができる。

第 9 条（その他）

この規程に定めのない事項は、理事会が別に定めるか、理事長の指示に従うものとする。

制定：2025 年 6 月 26 日

改定：なし